



第6節

国際法を通じた国際関係の発展のための取組

【総 論】

今日の国際社会において、グローバル化の進展に対処しつつ国際関係における様々な問題を解決し、国際関係を円滑に深化させる上で、国際法の果たすべき役割はますます大きくなっている。このような中、政

治・安全保障、経済、人権、環境等様々な分野でのルールの形成が重層的に進んでいるが、日本は、それが日本国民の安全と繁栄に資するものとなるように、積極的に取り組んでいる。また、関係国・国際機関等と協力しつつ、国際法の適切な解釈・適用を通じた問題の解決に努めている。

(1) 日本の外交・安全保障の基盤の枠組みづくり

日本の外交・安全保障の基盤を強化するために、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用が引き続き重要である。こうした観点から、現在、在日米軍の兵力態勢見直しをはじめとする主要課題を日米安全保障条約及び関連取極と整合的な形で進めるとともに、在日米軍駐留経費負担に係る新たな特別協定締結のための作業を進めている（2006年1月23日に署名）。また、東アジアの安全保障環境を整備する観点から、重要課題である日朝国交正常化や日露平和条約の締結等に向けた交渉に引き続き取り組んでいる。

テロとの闘いも、日本の平和と安全の確保に当たって重要な課題である。日本は、テロに対して断固とした姿勢をとってきており、テロを防止・根絶するための国際的な枠組みづくりに取り組んでいる。その一環として4月に採択された核テロリズム防止条約に署名した（9月）ほか、7月に採択された核物質防護条約の改正や10月に妥結した海洋航行不法行為防止条約の改正に関する交渉に参画した。現在、必要な国内法の整備を経てこれらの条約を早期に締結すべく、関係省庁の間で作業が進められている。

(2) 経済分野で日本の利益を守り発展させていくための取組

戦後の日本の経済発展を支えてきた多角的自由貿易体制のルールが、途上国を含むより多くの国々にも受け入れられるものとなり、また、自らも引き続きその利益を享受できるよう、日本はWTOにおけるルールづくり及びその運用に積極的に参画してきている。加えて、これを補完・強化するためにも、アジアの国々を中心に日本と関係の深い多くの国々とEPAや投資協定の締結といったルールづくりのための交渉に

も鋭意取り組んでいる。

また、2006年初頭には、投資交流をより促進する効果のある租税条約やその改正について英国やインドと署名し、また、社会保険料の二重払いを回避し、人的交流を促進する効果を持つ社会保障協定についてカナダとの間で署名した。日本は、このような実際に海外で経済活動に従事している人たちの具体的利益を守るためのきめ細かいルールづくりにも取り組んでいる。

(3) 様々な分野での国際的なルールづくりへの参画

グローバル化の進展により、多様化し、相互に関係する様々な国際的課題に対処するための法的な枠組みづくりが重要になってきている。例えば、保健、スポーツ、文化の分野では、2月にたばこ規制枠組条約が発効し、10月にはユネスコにおいて、文化多様性条約やアンチ・ドーピング条約が採択された。日本は、これら条約の草案策定段階から議論に参画し、こうした国際ルールがより多くの国々に受け入れられるよう努力してきている。また、海洋の分野で

は、日本の漁業が安定して発展するとともに資源が持続的に利用できるように、様々な漁業関係の条約を交渉、締結してきている。7月には中西部太平洋まぐろ類条約を締結し、現在、国連公海漁業協定の早期締結に向けて取り組んでいる。

このような新たなルールづくりに際しては、日本の利益を守ることはもちろん、より普遍的で実効的なルールがつくられるように、その策定段階から、今まで以上に積極的に参画しているところである。

(4) 国際法の発展に関する関係国・国際機関との協力

日本は、国連を中心とした国際法の漸進的発達及び国際慣習法の法典化作業にも積極的に参画している。例えば、国連国際法委員会（ILC）及び国連総会第六委員会における国際法の法典化作業等に加え、ハーグ国際私法会議や国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の会合における国際私法分野の条約作成作業等にも貢献している。さらに、日本は国際法の形成に主体的

に関与していくとの観点から主要国・国際機関等との意見交換を続けており、12月には国際刑事裁判所（ICC）のカターラ書記局長を招き、政府関係者、国会議員、研究者、ジャーナリスト等との会合を通じて、ICCに対する日本国内の理解を深めるとともに、ICC 規程締結のための有意義な意見交換ができた。